

漢文文書に於ける助詞の仮名表記の変遷

——「仁」の消滅と「江」の出現を中心として——

矢 田 勉

目次

- 一、はじめに
- 二、平安・鎌倉時代漢文文書に於ける助詞の仮名表記
- 三、助詞表記「仁」の定型化と衰退
- 四、漢文文書に於ける助詞表記「江」の出現とその周辺
- 五、まとめ

一、はじめに

国語を下敷きとして漢文(変体漢文)を書き表そうとする時に直面する難点に、漢文という書記体では表現しにくい国語の言語要素、例えば付属形式によって表されるものをどのようにして表現・表記するか、ということがある。

変体漢文史の事実上最後の到達点となった近世の変体漢文体文書(以下単に漢文文書という)の文体、即ち候文でそのことを観察すると、助動詞については、これを漢字(正訓字及び宛字)によって表現しうる必要最小限のものに絞り込むということをして、一方、助詞に関しては、基本的にこれを明示する方向で表記の定型化を達成したのであった。近世の候文資料のうちで規範性・尚古性の志向が高いと考えられるもの一つに、文書様式集・書簡文例集の類があるが、⁽¹⁾

ある。「茂」は全ての時代を通じても平仮名の字母として普通ではない。「江」は中世仮名文書の平仮名体系に於いて、
の仮名の頻用の字母であったことが確かで、故に平仮名書いろは歌にも採られているのだが、各務支考『仮名遣捷徑』
(享和元(一八一〇)刊)に、「江＊は本来衣なるべく、江の字にてはあらざめり。其故はいろはの手に習ふのみにてあ
らゆる哥書に衣の字を書り」(字の右傍の＊はそれを草体化した仮名字体を示す。以下同)とあるのが端的に示しているよう
に、近世では実際に使用されることは殆どなくなり、平仮名字体であるという認定に大きな留保——いろは歌の場合に
のみ用いられる——が必要であった。実際、これらの助詞表記には、文例集の類で振り仮名の振られた例もあり、少な
くとも平仮名らしさに十全でない点のあったことが明らかである。

・ 悴せがれをいもへんごとくはひらへつかなはし朔共江一通 拵 遣候間、(『二代書用』一九一ウ・享保一五(一七三〇))

・ 違乱 妨 申儀者少茂無御座候、(『萬案紙手形鑑』上一七ウ)

以下では、そういうものをも含むということを前提とした上で、「仮名(による)表記」という表現を用いることとする。
その他のIIの助詞表記法はいずれも平仮名によるものと見て良い。

こうした、漢文文書に於ける助詞表記法体系の成立の経緯を探ることは、変体漢文書記の史的变化原理の全体像を解
明する上での基礎的作業として、重要な一部分であり得ると思われる。漢文和化の方法は、①漢文が本来的に持つ要素
の国語化、②国語的要素の混入、の二つに大別されると考えられるが、前述の助詞表記法のうち、Iの、正訓字的なも
のによる助詞表記法の変遷は、①の漢文要素の国語化ということに関して、示唆を与える材料であるものを多く含む。
例えば、「与」字は正格の漢文では前置詞的な辞で、従って後置詞である国語の助詞「と」によって訓読するときは「A
(と) B与へト」のように前項にも「と」を補読して「と」助詞を繰り返すという手続きが行われることがあるが、変
体漢文では、この字を後置詞化し、また引用などの場面にも用いられるようになって国語助詞「と」と等価のものとな
った(下に示す百ヲ116の例も参照)。

・此五兵衛^引申者、懃成者御座候ニ付、我々人主請人ニ罷立、(近104・文化二二(一八二一五))

或いは「而」字に関して、中世文書までは

・而依有要用、銭文貳貫貳佰文ニ、限永代、紀末弘ニ賣渡事實也、(鎌6425・寛元二(一四四))

というような接続詞の用法を持っていたものが、近世文書では

・爲後日仕入借用證文、仍副如件、(近178・天保九(一八三八))

・當村平藏儀、所々身代金返濟成兼、其上當借等御座候而、埒明ヶ候儀難成、(近112・宝曆二二(一七六二))

のように、動詞に後接した用法のみに限定されて、助詞「て」と等価のものとなったような事例もある。これらについては、それぞれに考究すべき点が多々あり、本稿に於いて詳しく触れる余裕を持たない。後考を期すこととしたい。

一方IIの、助詞の仮名表記は、言うまでもなく先の②に関わる所である。その、候文に於ける助詞の仮名表記のうち、共時的にも通時的にも、とりわけ候文に特徴的であるといつて良いのは、宣命書の「江」^{*}字による助詞「へ」の表記である。そう言いうるのは、次の三点による。

a、先にも述べた通り、近世の仮名文・仮名交じり文資料の中では通常、助詞「へ」を表記するものとして使用されない字体であること。

b、にも拘わらず、近世の漢文文書資料では定型化した表記であり、多用されること。

c、文書資料であつても、中古や中世のある時期までの文書資料の助詞表記では見られないものであること。

cに関して補足すると、中世の漢文文書の助詞表記で特徴的なのは、万葉仮名「仁」字の宣命書による助詞「に」表記である。中世文書は、近世文書に比べて助詞を明示することが少ないけれども、その中にあつては「仁」字の用例が特に目立つのである。ところが逆に、この「仁」字による助詞表記は近世文書では全く用いられない。

即ち、漢文文書に於ける助詞の仮名表記の変遷は、単に用例数の増加や新たな表記法の追加という量的な面での単純

な変化としては必ずしも捉え切れないものを含んでいる。その間には、古い表記法が新しい表記法に推移していくという表記法の質に関わる変化も観察されるのである。そうした事象の一つとして、宣命書の「仁」字はいつごろ、どのよう⁶に現れて、消えていき、「江」^{*}字はいつごろ、どのように、どういった理由で要請されてきたのか。本稿では、漢文文書に於ける助詞の仮名表記のあり方の全体像を見据えつつ、特にその点に着目して、変体漢文史の一面を炙り出してみたい。

なお、本稿の資料は、主として平安・鎌倉期文書については『平安遺文』及び『鎌倉遺文』に仰ぎ、用例の所在は略称「平」「鎌」とそれぞれの文書番号によって示すこととする。また、平安・鎌倉期文書の若干と南北朝・室町時代文書については東寺百合文書・東大寺文書（それぞれマイクロフィルムからの焼付写真）を資料とし、略称「百」「東」の下にその文書番号を示す。当該文書が正文の場合には特に注記しないが、案文の場合その旨を明記する。近世文書については荒居英次氏編『近世の古文書』（小宮山出版・二九六九）所収の文書を用い、略称「近」とその頁数によって所在を示すこととする。

二、平安・鎌倉時代漢文文書に於ける助詞の仮名表記

まず、漢文文書に於いて一般に助詞の仮名表記はどのように展開していたものであるのか確認しておく必要がある。特に助詞表記に着目したものではないが、平安末期・中世文書に於ける平仮名・片仮名の使用については、歴史学・古文字学の方面から、網野善彦氏が片仮名と平仮名の機能の違いや文書の形式による仮名使用の相違などに関する知見を交えながら詳しく纏めておられ、大いに参考になる。それを利用しつつ、万葉仮名表記に関することや特に助詞表記に関わることなどを補いながら、書記史的な観点から捉え直してみたい。

平安期の漢文文書での助詞の仮名表記に関しては、助詞を仮名によって明示した文書それ自体が鎌倉時代よりも更に

稀であることがまず指摘できるが、それが行われる場合、基本的に宣命体の方法を借用している。その実例から見てい

きたいが、平安期といつても一〇世紀以前の漢文文書資料には助詞表記の例を探すことが困難である。一〇世紀から一

一世紀の間に、漢文文体書に宣命体の表記様式を借用することに対する許容の意識が育まれていったものと考えられる。

・右、事発^は、御庄住人紀末志良比女、以去四月廿二日晝^を、同住人笠助經^が私宅^を罷入^天、両面^が絀桂一領鏡一面
等盜取^天、那賀郡^の老母^が許^の遡^の罷越、然間有風聞、相尋程^の、件女母^が許^の爾^の賊物共^の有、而糺擿^と爲間^二、其後高野^乃
政所^の雅源都那師^と申僧^乃許罷籠^木、因之本処^と尋^天、二三度請乞^二、件雅源大師之御威^を募申^天、件盜人^を不出、
仍立日記、(東4-71・天喜六へ一〇五八)〔平89〕

・右、謹檢案内、元者雖居住御庄之内、更以一分之田畠^を不領知、然而^も依可令勤仕在家門並之所役、上件徴使之
職^に令成下以後、既及年來^天、爲本家御後見^天、全无其懈怠、云何俄相闕多町之烟、以為^を宗る公事足、武元^を可改
成下徴使之職哉、(東1-1-211・長治二へ一〇五)〔平168〕・案)

これらの文書は、助動詞の表記を含めて宣命書を多く交えるが、全体的には漢文的措辞も多く、所謂純宣命体とは言えない。やはり漢文体に仮名による助詞等の表記が混じたものとみるべきものである。

さて、これらの例には楷書体に近い万葉仮名による一音節助詞表記として「尔」「天」「邊」「乃」、平仮名的なものとして「は」「を」「か」「と」「二」、片仮名的なものとして「モ」が見える。こうした、宣命書に於ける異なる性格の仮名字の混用は、純宣命体の文書でも同様に観察される。

・右事發^は、今月廿五日^乃夜^を以^天、北郷^乃火災出來^天、東藏町^乃並寶藏燒亡^二、先北寶藏北面燒之間^二、南寶藏^に納
置物取出^二 (百の1・長保二へ一〇〇〇)〔平404〕

仮名体系のうち、片仮名は兎に角、万葉仮名と平仮名とは崩しの度合いという連続的な基準によって区別されるものであるから、その間に必ずしも明瞭な一線を引くことができるとは限らない。従ってこれを万葉仮名と平仮名という異

なる仮名体系の混淆と認定するのはやや危険で、より厳密には、楷書体に近いもの、草体化したもの、省画化したもの、三種の仮名字体の交用というべきである。これらの異なる性格の仮名字体は場面によって選択されているとは考えにくい。寧ろ、ヲの仮名の場合には草体の「を」、テの仮名の場合には楷書体の「天」というように、音節毎に良く用いる表記法に傾向があるというべきである。従つて、このような平安時代後末期の文書に於ける三種の仮名字体交用による宣命書については、少なくとも現在の所、交用の積極的な効果や意図は見出せない。楷書体を用いた部分と草体或いは省画の仮名を用いた部分との間に、表記機能上の有意差を認めたいのである。

ところで、宣命書に於ける複数の仮名体系の混用という点、すぐ想起される資料に高山寺本『古和讃集』（永久四一―一六〇頃写）がある。⁽⁷⁾ これまでの研究では平仮名・片仮名混用による宣命書の例とされているが、「於・久・世・多」など万葉仮名的と認定しうる字体も複数認められる。とすれば上に挙げた文書資料群の宣命書と同じ表記法ということにもなりそうだが、勿論和讃と文書とは資料の質が大きく異なるし、また『古和讃集』の宣命書所用の仮名は多くの音節で複数の字体を併せ持つことが文書の場合とは状態を異にすること、『古和讃集』で万葉仮名的と認定できる字体が漢文書の宣命書で良く用いられる万葉仮名とは一致しないことなど、両者を同一視することには疑問も多く残る。⁽⁸⁾ 今は両者の表記方式は異なる性格のものとしておくほうが適切な態度というべきであろう。しかし、今後平安後期・院政期の宣命書表記について考える場合、和讃・講式様の資料だけでなく漢文体のものを含めた文書資料をも併せて視野に入れるべきことは当然期待される所である。

さて、鎌倉時代以降になると、宣命書助詞表記の混入の見られる漢文文書がより多くなる。その中で、平安末期以降文書以外の世界でも隆盛した片仮名宣命体の影響であろうか、片仮名によるものが勢力を強めつつある。網野氏によれば片仮名を使用した文書の出現する頻度は一二世紀以後一貫して1〜2%程度で推移するとされるが、こと宣命書の部分に限つていうならば、片仮名が万葉仮名、そしてそれ以上に前代の草体の仮名を侵食していく傾向は顕著である。草

体の仮名の宣命書は次第に見出しにくくなり、万葉仮名によるものも、「天」「乃」「仁」など一部の頻用の表記にのみ偏って見られるようになる。更にはこの中から「仁」のみが漢文文書への定着の度を強めて行く訳である。

・ 仍件^{鳥羽}所残四杖^遠以^天、舍弟恒光^仁所賜處分也、(鎌1789・承元三へ二〇九)

・ 右、件水田元者、坂部時成^カ手^{ヨリ}、同姉子^カ得處分所也、(中略) 又後^仁良意院^カ手^{ヨリ}、源姉子^ニ處分畢、(鎌665・寛元四へ二四六)

この時代の漢文文書の宣命書が前代とは異なる点に、助詞の仮名表記例を持つ文書を平均すると、一文書当たりの宣命書による助詞表記の混入数が却って平安時代よりずっと少なくなることが挙げられる。中には一文書中に一・二例のみを含むというようなものも多くなる。一見すると漢文文書に於ける助詞表記にとつて後退のようにも見えるが、そうではないだろう。平安時代にはまだ、漢文体への宣命書助詞表記の混入が意識上かなりの障碍を伴っていたために、敢えてそれを行う場合には部分的な宣命書の利用などではなく、文章体そのものの混淆とでもいうべき大幅な書記体の変質を求められたのに違いない。極く僅かな部分だけにでも宣命書助詞表記を含み得るということは、漢文文書に於いて宣命書助詞表記が共存し得る表記法として確立したからこそ可能になったのであつて、逆に、漢文文書に於ける助詞の仮名表記にとつて進化の体を示すものというべきだと考えられる。

その中で、草体の仮名の宣命書が急速に衰退しつつあつたことは先に述べた通りである。しかし、鎌倉時代になって漢文文書の中に草体の仮名の姿が見えなくなるわけではない。寧ろ逆で、確かに宣命書形式では草体の仮名が見えなくなるが、大書によって、平仮名の混入は増える一方である。網野氏は一二世紀以降の文書に於ける平仮名使用の顕著な増加傾向について、『平安遺文』『鎌倉遺文』や特定の文書群から統計的にそれを示しておられるが、ここでは平仮名主体表記の文書の増加と平仮名混用の漢文文書の増加とが一環となつて平仮名の使用率を押し上げている。漢文文書への平仮名の混用は自立語にも見えるが、勿論助詞表記にその例は多い。ここに漢文文書に於ける助詞の仮名表記に新たな

三、助詞表記「仁」の定型化と衰退

次に、以上に述べた漢文文書に於ける助詞表記の流れを前提として、万葉仮名宣命書「仁」字の問題について特に考えてみたい。

助詞「に」の表記としての「仁」字の例が見え始めるのは平安期からのことだが、殊に中世に入つてその例が目立つようになる。尤も、助詞「に」の表記には他に次のような例もあつた。

・而今及年毫毛、難知旦暮間、依爲嫡女藤井氏女_レ件田地等之相副本券文等、限永代、所讓与實也、(百メ111・寛喜三へ二二三)〔鎌418〕

・而今直依有要用候、錢_三卅貳貫文限永年、寅殿_三賣渡所明白也、(百ヒ1414・弘安二へ二七九)〔鎌13739〕
このうち、「二」字による表記は必ずしも珍しいものではないが、室町期の一五世紀に至るまでは何といつても「仁」字による表記が主であつた。鎌倉時代以降その時期までの漢文文書に強く定着した表記であつたこの「仁」字の用例は、示そうとすれば枚挙に暇がないが、以下に年代を追つて若干を示す。

・右件所帯名田島桑原等者、開発之私領也、而永息男爲包_三所讓給之状如件、(百キ515・承德二へ一〇九八)〔平1389〕
案

・右件荒野漆嶋種次_三、限永年所沽渡候也、仍爲後日沙汰、沽券如件、(平334・長寛三へ一六五)
・而今依有直要用、錢參拾壹貫文_三限永代、自正光之手、伊賀守殿_三沽却進處實也、(百子312・寛喜三へ二二三)〔鎌4168〕

・而依有直要用、現錢拾壹貫文_三限永代、相副手繼本券、父等井上房大貳堅者御房_三所奉沽却實也、(百カ3512・延慶三へ一三三〇)〔鎌23947但シ白河本〕

漢文文書に於ける助詞の仮名表記の変遷

・右下地^仁において者、けんきの御房^仁永くさりわたし申候上者、いさゝか何事にても候へ、いらんわつらひを申ましく候、(百カ72—1・至徳四—三三七)

・雖然依有直要用、直銭陸真文^仁、相副手繼證文貳通、東寺 八幡宮掃除御領^仁永代奉賣寄進之處也、(百ユ79—1・宝徳二—一四五〇)

「仁」字は、助詞「に」自体の職分が広いのに加えて、特に讓状や売券で、土地の讓渡先や金額を表すときの助詞の表記として多用されているために、用例が多いのである。「に」は文書文体の中で特に必要とされる度合いの高い助詞であったわけで、その為に表記の定型化も促進されたものと考えられるが、その定着度の高さは、仮名交じりの文書に於いても例の見えることで明らかである(百カ72—1)。また、挙げた例でも知られるように、「仁」字による助詞表記は、他に助詞の仮名表記を含まない文書にこの表記だけが特に用いられることが多い。これもまた、「仁」字表記が中世の漢文文書の中で如何に定型化した表記法であったかを示す証左である。そして、これらの文書のように、まだ多かつた自立語等の仮名表記を全く含まない文書に於いて、平仮名を一切交えない表記体を実現するために——平仮名の混用が一般化しつつある中にあつても、規範的にはそうでないことが望まれていたということは先に述べた通りである——必要度の高い助詞「に」に関してだけ万葉仮名⇨漢字による表記を定型化したものだということをも示しているのである。

しかし、このように漢文文書の世界に強く定着した「仁」字表記は、一五世紀後半頃以降を境に急速に用例を見出しにくくなる。そして、中世文書で「仁」字に次ぐものであつた略体仮名「ニ」字が、近世文書では助詞「に」の表記法として専らとなり、「仁」字は全く見られなくなるのである。

中世末期の文書に於いて、「仁」字が衰退しつつあつた理由は何であつたのか。あくまで書記史的な理由に絞つて考えてみると、次の点が考えられる。その一は、助詞「に」に、「にて」「には」「にも」などの助詞複合形の用例の多いことである。「て」や「は」は近世文書でも正訓字表記されるのが通例であり、「も」には「茂」という新たな宛字表記(大

書)が必要になったことでも分かるように、例えば「天」「波」「毛」といったこれらの助詞の万葉仮名宣命書は、自ずから程度の差はあるが、少なくとも「仁」ほどには漢文文書の世界で定着しなかった。従って、これらの複合形をあくまで宣命書で表そうとするならば、「仁て、仁チ」「仁ハ、仁ハ、仁者」「仁も、仁モ、仁茂」のように万葉仮名と平仮名・片仮名或いは正訓字・大書字という異質なものの組み合わせになり、些かの違和感を伴うということがある。また、仮名文書の影響が大きくなるにつれ、漢文体を基調とした文書の中に自立語の仮名表記の例が益々増えると、それに対して助詞「に」の続く例も多くなる。先に挙げた百カ72—1の例の場合は、仮名書きの語が「仁」字に後接するから許容されたが、漢字である「仁」字の前には仮名書きの語を置きにくいであろう。第一、助詞にまで敢えて漢字を用いて純漢字文を実現することが必要とされる場面が少なくなるのである。そういった平仮名の混用の増加に伴う現象が、漢文文書が次第に「仁」字表記を忌避する方向へ進むよう作用したものと考えられる。しかし、漢文的措辞の崩壊の進行に伴って、即ち、補語と動詞とを国語の語順通りに表記する場面が多くなるにつれて、助詞「に」の明示化の必要性は益々高まる一方であったろうから、それ以前から漢文文書・仮名文書ともに例のあつた略体の仮名「ニ」による表記がこれに取って代わって広く用いられるようになった。「ニ」字が「仁」字に交替し得たのは、片仮名宣命書が力を持った中世と、平仮名字体による助詞表記が主である近世と間の変化を、その字形の共通性によって乗り切つたためであると言えようか。

四、漢文文書に於ける助詞表記「江」の出現とその周辺

次に、近世文書で盛んとなつた、宣命書の「江」^{*}字によって助詞「へ」を表記することが現れるのはいつ頃からなのか、ということについて検討を加えたい。

但しその前に、漢文文書の文体と助詞「へ」の関係そのものについて確認しておく必要がある。元來助詞「へ」は必

ずしも漢文体とはあまり親和的なものではなかつたらしい。例えば築島裕氏によつて、平安時代の漢文訓読に於いては助詞「へ」の用いられた例が稀であることが指摘されている。⁽¹⁰⁾従つて、元來変体漢文体では助詞「へ」の用例自体普通である筈がなく、先に挙げた東4-71の例は、平安期の漢文文書に於ける例として数少ないものと考えられる。そもそも助詞「へ」は職能の限られた助詞であつて、それが助詞「に」の領分を浸食するまでに用途を拡大するのは院政期以降のことであつたことが、石垣謙二氏や青木侘子氏などによつて明らかにされている。⁽¹¹⁾変体漢文に助詞表記の「江」*字が見えるようになるには、このような文法的事実——そして勿論ハ行転呼音の完成という音韻史的事実も——が前提として必要であつた。そして、「江」*字が定着する以前の漢文文書に於ける助詞「へ」の表記法には、以下に示すように複数のものがあつて、「江」*字に落ち着くまでには更に時間が必要であつた。⁽¹²⁾

・ 守護所へハ、兩度雖遣状候、無返事に候、(百エ10・文永一—へ二二七四)〔鎌11738〕

・ 右田地者、忍阿重代相傳之地トシテ、毎年遣四数右京御方^エ令備進之、(百エ166—6・建武四—へ三三三七)

さて、助詞表記の宣命書「江」*字の実例としては筆者の知るに及んだ限りでは、次の例が格段に早い。

・ 於正文者、大神氏惣領官守所持也、公儀^江出帶之時者、何時可蒙仰候、爲末代封裏寫所進也、(平420・永仁三—へ二

九五)・案)

ここに示した資料(益永文書「八幡宇佐宮女禰宜大神安子等解案」)は、元暦二年の解文の案文に対し、永仁三年に裏を封じたものを更に後代に写した案文書である。もしこの案文が原文書の表記を正確に伝えているならば、宣命書の「江」*字による助詞「へ」の表記としてかなり早い例になるが、些か疑問も残る。現物の調査に至っていないため確言は出来ないが、「仁」との字形の類似による誤写か、或いは書き換えの可能性も大きいように思う。従つて、この例については保留しておく方が安全である。

これを除外すれば、宣命書の「江」*字による助詞「へ」の表記の確例は一五世紀半ばの資料から見え始めるようであ

る。即ち、「仁」字による助詞「に」の表記が衰退していくのと重なり合う時期に、「江」^{*}字による助詞「へ」の表記が始まるということである。特に、次の第一・二例は、同一文書内に両方を含み、図らずしてその過渡的段階を端的に示している。

・右彼田作職者、淨聴法眼雖令知行、壹期之後、爲預御訪仁、相副支證五通奉寄進 東寺西院^江永代者也、(百り165
—1・康正二(一四五六))

・然先年憑下桂地下人、今堂口与申在所仁大河^江掘通新溝西庄井手下仁立新井手訖、(百り116・明応四(一四九五))

・如差図自南大門、八幡宮^江可有御社參候、自其實相寺^江可爲 御成候、(百り273・永正五(一五〇八))

この「仁」字の消滅と「江」^{*}字の発生が時期的に重なるということには、偶然以上の関係が窺われる。それは、助詞「に」と助詞「へ」の用法の共通性に加え、「江」^{*}字による助詞表記の成立が宣命書の「仁」字からの影響を多かれ少なかれ受けて成り立ったものではないかと考えられる点にもよる。先ず、注に述べたように仮名文書に於ける助詞「へ」表記は通常の平仮名「へ」によるものであつて「江」^{*}字によるものではなかつたから、この表記が仮名文書の影響で成立した可能性は排除できる。また、先に挙げた近世漢文書の定型的助詞表記の中で明らかな宣命書の方法を採るのは「而」「与」「江」^{*}の三字のみである。従つて、仮名・宛字による助詞表記の中で宣命書を採るものは「江」^{*}字ただ一つと言ふことになる。近世文書になつて新たに生じた宛字的助詞表記と考えられる「茂」字の場合には、宣命書にならなかつた。「江」^{*}と「茂」との違いは、その発生時期に宣命書がどれだけ生きたものであつたかという点であり、そしてまた「江」^{*}字が発生したときに最も勢いのあつた宣命書は「仁」字であつたのだから、用法や字形の類似からしても、「江」^{*}字の発生に「仁」字が影響していると考へ得る蓋然性は高い。因みに、「而」や「与」は近世文書で明瞭に宣命書にされるが、これは前にも述べたように、漢文的な用法から脱して国語助詞「て」「と」と同化するために必要な手続きだつたのではないかと考えられる。宣命書という方法は、どの時代でも漢文中にあつてそれが助詞表記であるということを積

極的に保証するのに非常に都合の良い表記方式であった。

では、「仁」字の衰退に対して、「江」*字がこれ以降定着していく理由はどうか考えられるであろう。この字の「仁」字と異なる特徴に、決して楷書体では書かれないという点がある。その点で、強く万葉仮名たらんと主張している「仁」字とは大きく性格が異なる。この字には、中世まで主として文書の世界で平仮名字体として用いられた経緯がある一方、先に述べたとおり、中世末期以降次第に平仮名字体から遠ざかっていったものでもある。この点からすると、行・草書体の「江」*字は中世末期・近世の人々にとっては、平仮名のようにでもあり、平仮名でないようでもあるという、両面性を併せ持っていたことが想像されるのである。それが当時の変体漢文に適應した助詞表記としてこの表記を成り立たせる基盤となったとは考えられないか。

中世文書の助詞の宣命書と平仮名性・漢字性との関係の問題については、中世になって生じたもう一つの宣命書助詞表記「於」*字を併せ見ることも必要である。「於」*は、「仁」よりは遅く、「江」*よりは早く発生して、中世末期まで用いられている。

・ 仍伴田令寄進湯田天爲伊与五師之沙汰、湯於一日令勤仕候間、□五師法隆寺ニ皇於持天候ける於、湯田ニ立替天、此田於は、東大寺聖ニ弁阿彌陀佛と申者ニ令沽却候了、(鎌3705・安貞元へ二二二七)頃カ)

・ 雖然、依有直要用、字鶴御前仁、限永年於、相副本券二通、所賣渡進、在地明白也、(鎌25794・正和五へ二二二六)

詳しい論証は別に譲らざるを得ないが、「於」*字が例に挙げた時期になって漢文文書の助詞表記として定着してくるのは、変体漢文措辞の和化の進行によって、書記の上での動詞―目的語間の倒置が衰退しつつあったため、助詞「を」の明示の必要性が高まってきたことを前提とすると考えられ、助詞の表記そのものの問題ではない。「仁」字表記が「於」*字表記に比べて早くから現れるのは、助詞「に」が表すものが補語以外の多岐にも亘るということのためであろう。助詞「を」の明示化が必要となった時に、宣命書の「於」*字(字形としては現行平仮名字体「お」と同様に書かれる)による

表記が成立したことについては、一面では、この字が中世の文書世界にあって純粹に平仮名体系に属する文字とは考えられなかつたために可能であつたと考えられる。この時期には平仮名宣命書は衰退しており、新たに純然たる平仮名宣命書を生み出す余地はなかつた筈であるし、もしそれが可能ならば前代に例の見える「を」を用いれば良かった。その一方で、平仮名の混入が増える状況で、新たに楷書的万葉仮名の表記を定着させることも困難であつたらう。「平」や「遠」などでなく楷書体の「於」でもなく、「於」*が選ばれたのには、他の字とこれとの違いを考えるに、この字の平仮名性の残存が作用したと考えられよう。しかし、近世に入ると文書と文学等書写との二つの平仮名体系の境界が明瞭でなくなる。⁽¹⁴⁾それによつて文書の世界でも「お」字形が平仮名としての力を盛り返したと考えられ、漢字性が希薄となつてこの字は宣命書に使うことが出来なくなる。近世文書では助詞「を」は多くの場合大書の平仮名「を」で示されるようになるのである。

このように、「於」*字の宣命書助詞表記は、文書の世界で「於」の草体「お」の平仮名性がやや希薄になり、漢字性を強めた一時期にのみあり得た表記法であつた。ここに、中世になつて新たに生じた宣命書助詞表記に於いては当該字の平仮名性と漢字性の両立が要件であつたことを見て取れるが、それに関して言えば、「江」*字はその後も仮名字体として再び力を持つことがなかつたために、近世期を通じて助詞表記として定着し得、極度に和化の進んだ書記体の中で漢字性を支える要素として機能し続けたのであると考えられる。

五、まとめ

以上に述べてきたところから、漢文文書の書記史に於ける助詞の仮名表記法の性格の変遷を纏めることが出来る。変体漢文史の出発点は当然、仮名・宛字のようなものによる助詞表記法を含まない形である。和化の進行や書記を必要とする層の拡大により、漢文的措辞では表現しにくい格関係・接続関係や係助詞・副助詞的なものを中心に、宣命体によ

って開発された助詞表記法の混入が許容されてくる。漢文文書中の助詞の仮名表記法は、①仮名の字種（万葉仮名・草体仮名・省画仮名／平仮名・片仮名）、②表記様式（宣命書・大書）の二つの基準によって分類できる。漢文文書に於ける助詞の仮名表記の最初の段階は、手本を、同じ漢字文に属する宣命体にしか求め得なかった。従って、表記様式は全て宣命書である。それならば、字種は万葉仮名になりそうだが、借用の始まった時期には宣命体でも宣命書部分には三様の字種が交用されていたから——それが何故なのかは今後の大きな課題だが——、漢文文書でも同様の状態となった。しかし、院政期を過ぎて中世に入ると一般に宣命書は片仮名が主流となってくる。一方で文書の世界では平仮名文書の影響力が伸張してくるために、漢文文書でも平仮名——大書の方法が新たに現れる。しかしその中にもまだ純漢字文への志向は強く、それが故に万葉仮名——宣命書の「仁」字が、文書で特に用途の多い助詞「に」の表記として定着したのである。

しかし、漢文文書への仮名の流入は益々盛んになり、従って漢字文と仮名文との間の意識上の懸隔は縮まる一方であった。そうなつてくると、漢字仮名交じり文の表記の常として、テニヲハこそ仮名が受け持つ領分の筆頭であったから、「仁」字はそこに生き残ることが出来なくなる。そしてとうとう、平仮名——大書の方法が宣命書という表記様式を凌ぐに至るのである。近世漢文文書に於いて、終助詞を除く正訓字表記が定型化している助詞（之・者・与・而）は、又同時に平仮名表記をも多用するということも考え合わせたい。

それでも一方では、宣命書という表記様式は、漢字文の中に用いてそれがテニヲハであるということを視覚的に明示する方法として便利であることに疑いはない。それは時代を超越した特長であつて、中世末・近世の漢文文書書記にとつても、出来れば有効に利用したいものであつたに違いない。事実「与」字や「而」字の助詞専一表記化に利用しているのである。しかし中世後期以降にあつては、仮名表記で宣命書を用いようとすれば、平仮名は宣命書と結びつけにくい、他方、助詞の万葉仮名表記・片仮名表記は平仮名交じり文とは融合しにくいというジレンマに直面する。そこに、

「於^{*}」や「江^{*}」のような漢字性と平仮名性を併せ持った文字による宣命書助詞表記こそが新たに生じ得た理由、そして「於^{*}」字表記が結局滅びた理由があつたのである。こう考えてくると、先に平仮名字体とした近世漢文文書の「二」「へ」も、これが片仮名字体と同形であり、平仮名文でも右寄せ小書きされるものであつたことが、平仮名性と片仮名性の両立となつて、複数ある平仮名字体の中からこれが選択されるという結果を生んだ可能性も考えられるのである。

注

(1) 例えば、実際の候文資料では、中世以前の漢文文書資料と異なつて、動詞に対して目的語・補語を国語の語順とは逆に下に置く事が稀であるが、こうした資料ではそれが屢々見られることなどが指摘できる。

(2) 引用は『近世文学資料類従 参考文献編6』（勉誠社・一九七六）による。

(3) 二音節以上の助詞の場合、仮名や一音節助詞表記の組み合わせによつて表記するか、漢字一字による正訓的な表記或いは宛字的な表記が採られる。但し、「共（とも・ども）」などは、由来は宛字に違いないが、近世当時にあつて字と訓の結びつきは極めて強く、文字意識の上で宛字と考えられていたどうかについては大いに疑問がある。このように、二音節以上の助詞に關しては新たな問題が生じるため、ここでは除外するものである。

(4) 「へ」と「二」は実際には右寄せ小書きの形で現れる事が多いが、平仮名文資料にこれが現れたときにも同じ形式を採ることがあるので、宣命書ではなく大書に分類する。

(5) 「ハ」と「ニ」は平仮名・片仮名同形であるが、他の定型的助詞表記の中に積極的に片仮名字体と認めるべきものがないことからして、候文資料に見えるこれらの仮名字体は平仮名の混入と認めるべきであると考えられる。

(6) 『日本論の視座——列島の社会と国家——』（小学館・一九九〇）所収「日本の文字社会の特質」。

(7) 『高山寺典籍文書の研究』（東京大学出版会・一九八〇）の影印による。この資料の表記については築島裕氏に「平安初期の言語生活」（『国語と国文学』45—2・一九六八・二）、『平安時代語新論』（東京大学出版会・一九六九）二四一・二五八頁、『国語の歴史』（同・一九七七）二二—二五頁以下、の各論があり、万葉仮名と草体の仮名の混用の宣命書を用いる池辺本『修善講』

式』にも言及しておられる。また、山口佳紀氏は「高山寺本古和讃集の研究」(『高山寺典籍文書の研究』所収)に於いて築島氏の説を受けて更に詳しい考察を加えておられる。なお、拙稿「高山寺経藏における平仮名資料の生熊——中古中世における——」(『平成十年度高山寺典籍文書総合調査団研究報告論集』一九九・三)でもこの資料について言及した。

(8) 因みに、文書資料の宣命書に於ける省画の仮名・草体の仮名の混用の例としては次のようなものがある。

・東寺人夫仕たりと仰之候事、其きた候き、和泉國觀頂^(ついで)之夫めすへけれど、東寺之夫ヲ可仕也ト仰カ候ひて、仕テ候事ハ候き、(百と11・文永七へ二七〇)(鎌10614)

しかしこれは『古和讃集』より時代が下り、しかも大書の平仮名を含むもので、草体の仮名の宣命書はそれに引かれたものとも考えられ、やはりこれも同一に扱ふことの出来る資料ではないであろう。

(9) この書は近世期の伝本しか持たないが、筆者の参照した彰考館本・続群書類従本・丹鶴叢書本の三本では何れも助詞を表記した例を有しない。

(10) 『平安時代語新論』五五二頁。

(11) 石垣謙二氏『助詞の歴史的研究』(岩波書店・一九五七)所収「助詞『へ』の通時的考察」・青木伶子氏「『へ』と『に』の消長」(『国語学』24・一九五六・三)。

(12) 因みに、仮名を主体とした鎌倉時代文書では、助詞「へ」の表記は「へ」字である。

・しをのこうちおおみやのちいそ、ほとけのれうのかたに、せに十七くわんに、ゑはとのへうりわたしまいらせおわぬ、(百ツ5ー7・建仁三へ二〇三)(鎌1394)

・檜牧の庄ハ定使しき所むの人たり、明蓮房へゆつりわたす、としころのまゝに所むして、領家の年貢預所得分ともに、枯木菴へさたしまいらせらるへし、(百ぬ12・応長元へ三二一)(鎌24457)

(13) 拙稿「平仮名らしき」の基準について——オの仮名を例として——(『国語と国文学』76ー5・一九九九・五)を参照頂きたい。

(14) 中世に於ける、文書の平仮名体系と文学書写等の平仮名体系の違いは、例えば前者では平仮名字体「江・於」を多く用い、後者では「え・お」が用いられるという区別に端的に見られる。近世では文書でも「え・お」が多く用いられる一方、平仮名としての「江」が用いられなくなり、現象としては文書の平仮名が文学等書写の平仮名体系に取り込まれたように見える。